

意見書案第6号

建設アスベスト被害者救済のための補償基金制度創設を早期に国に
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月25日提出

提 出 者
向日市議会議員 丹 野 直 次

賛 成 者
向日市議会議員 永 井 照 人
" 長 尾 美 矢 子
" 和 島 一 行
" 上 田 雅
" 山 田 千 枝 子

建設アスベスト被害者救済のための補償基金制度創設を早期に国に求める意見書

建設現場でのアスベスト被害を巡る「建設アスベスト訴訟」は令和3年5月17日最高裁第1小法廷において、一審被告国及び一審被告建材メーカーらに責任を認める判決が言い渡された。

今回の最高裁決定で被害の原因、責任者が明確になる一方、既に7割の原告が解決を見ないまま、志半ばで亡くなっている。京都でも第1陣提訴以来10年が経過し、早期の解決が求められており、又多くの被害者は「命あるうちに解決」を求めている。こうした原告らの願いに応えるため、被害者が裁判などをしなくとも救済されるように、「建設アスベスト被害者補償基金」の早期の実施が必要である。

最高裁決定を受け、訴訟の早期解決を目指す与党のプロジェクトチームは、国が原告に対し和解金を支払うといった内容の統一和解案を正式決定している。未提訴の被害者についても幅広く救済するため、和解金と同水準の給付金を支給する制度を議員立法で創設するとしている。

一日も早い建設アスベスト被害者救済のための補償基金制度の実施を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月25日

京都府向日市議会